

39 国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構青森研究開発センターに 係る放射能の監視に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）、むつ市（以下「乙」という。）、青森県漁業協同組合連合会（以下「丙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）の間において、住民の健康を保護し、環境を保全するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター（以下「青森センター」という。）に係る放射能の監視（以下「監視」という。）について、次のとおり協定を締結した。

（総則）

第1条 丁は、甲、乙及び丙が行う監視について積極的に協力し、自らも必要かつ十分な監視を行うものとする。

（監視船の供与）

第2条 丁は、甲、乙及び丙が青森センター関根浜地区及びその周辺の環境の監視を行う場合は、必要な作業船を甲、乙及び丙の利用に供するものとする。この場合において、丁は、その職員を当該作業船に乗船させ、監視の作業に協力させるものとする。

（測定機器等の供与）

第3条 丁は、甲、乙及び丙が監視を行う場合は、放射能測定に必要な機器、施設等の使用について便宜を与えるものとする。

（報告等）

第4条 丁は、甲、乙及び丙に対し、四半期ごとに、次の各号に掲げる事項について当該四半期の終了後60日以内に報告するものとする。

- (1) 放射性廃棄物の保管の状況
- (2) 放射線管理の状況
- (3) 環境の放射能の測定の結果

2 甲、乙及び丙は、前項の規定による報告のほか、監視を行うため必要があると認めた場合は、丁に対し、前項各号に掲げる事項その他必要な事項について、報告又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 甲、乙及び丙は、前2項の規定により報告された内容又は提出された資料を公表することができる。

（立入調査等）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めた場合は、その職員を丁の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の立入調査を行う職員は、調査を行うために必要な事項について丁の職員に質問し、資料の提出を求めることができる。

3 甲、乙又は丙は、第1項の規定による調査の内容又は前項の規定により提出された資料を公表することができる。

(監視内容の通知等)

第6条 丁は、この協定施行後、遅滞なく、自ら行う監視について、その方法等を甲、乙及び丙に通知するものとする。

これを変更しようとする場合も同様とする。

2 甲、乙及び丙は、丁の行う監視について必要な意見を述べることができるものとし、丁は、これを十分に尊重するものとする。

3 甲、乙及び丙は、必要があると認めた場合は、丁の行う監視に立ち会うことができる。

(安全監視委員会に対する便宜の供与)

第7条 丁は、甲、乙及び丙が共同して設置した安全の監視を行う委員会に対し、この協定に基づき甲、乙及び丙に与える権能及び便宜と同様の権能及び便宜を与えるものとする。

(細則)

第8条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に細則を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書の内容を改定する必要が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁は、他の協定当事者に対しこの協定書の改定について協議することを申し入れることができるものとし、その申し入れを受けた者はその協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第10条 この協定書の内容について生じた疑義及びこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成4年5月22日 締結

平成8年8月20日 協定書の一部を変更する協定書締結

平成14年7月10日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結

平成18年1月31日 協定書の一部を変更する協定書締結

平成28年4月1日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結

甲 青森県知事 三 村 申 吾

乙 むつ市長 宮 下 宗一郎

丙 青森県漁業協同組合連合会
代表理事会長 赤 石 憲 二

丁 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児 玉 敏 雄

※上記締結当事者の氏名は、平成28年4月1日当時のものである。